

長 契 号 外  
令和 6 年 11 月 26 日

事業者各位

長崎市長

健康保険被保険者証廃止による雇用関係確認書類の  
取扱いについて(お知らせ)

このことについて、健康保険被保険者証の廃止を定めるマイナンバー法等が一部改正(令和6年12月2日施行)されますが、契約締結時に雇用関係確認書類として提出していただく健康保険被保険者証について、令和7年12月1日まで有効な場合は、従来どおりの対応をいたしますのでお知らせします。

参考 「雇用関係確認書類について」

長崎市魚の町 4 番 1 号

長崎市財務部契約検査課

## 雇用関係確認書類について

令和6年12月2日から適用

本市へ直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する際は、下記のうちいずれかの写しを提出してください。

確認書類	根拠	備考
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
雇用保険事業所別被保険者台帳の写し  ※公告日以降に発行を受けたものに限ります。	雇用保険法	労働者を雇用する事業所の事業主は、雇用保険法の規定による各種届出の義務を負う。  <b>※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書は確認書類には含まれません。</b>
健康保険被保険者証  ※記号・番号等にマスキングをしてから提出してください。	健康保険法	法人もしくは常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される者は、被保険者となる。  ※受注者名の記載がない場合は、健康保険組合等から加入証明書の交付を受けるなど、必要な措置を講じてください。  <b>※令和7年12月1日まで、有効な健康保険被保険者証をお手元にお持ちの場合、従来どおり対応します。</b>